

# 熱海市農業委員会

## 令和7年2月総会 議事録

1. 日 時	令和7年2月25日(火) 午後1時30分				
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室				
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生				
	出席職員(事務局) 立見 修司 松村 光庸				
4. 審議案件	1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2. 非農地証明申請について 3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4. その他				
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分				
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番沢田さんと2番高橋さんです。議案1号3条申請についてです。事務局説明お願いします。				
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、下 多賀 登記・現況畑、360m <sup>2</sup> 、下多賀 登記・現況畑、1,110m <sup>2</sup> 、下多賀 登記・現況畑、 328m <sup>2</sup> で合計1,798m <sup>2</sup> です。契約の内容は所有権移転。譲受人が所有する農地はなし。譲受人の機械の所有の状況が、噴霧器1台、草刈り機1台、チェンソー1台を所有しており、粉碎機1台を購入予定です。作付け作物・面積が、野菜98m <sup>2</sup> 、柑橘類1,600m <sup>2</sup> 、柿100m <sup>2</sup> です。農作業に従事する者が、農作業経験なし、年間農作業従事日数が195日、臨時雇用労働力なし。備考で研修を5か月受講。長女38歳従事日数150日と作業を行う。将来的にはネット販売を目指す。ということです。住所地からの距離が9.8km。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制一部あり、風致地区				

第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯 恵利子委員

最近まで農業が行われていましたが、農業者が亡くなつて息子さんに相続したところになります。きれいな農地で、次の方に引き継いでもらえるということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

山田 秀明議長

議案第2号非農地証明申請についてです。事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が伊豆山 登記田・現況宅地、253m<sup>2</sup>、伊豆山  
登記畠・現況宅地、77m<sup>2</sup>、伊豆山 登記田・現況  
宅地、1,618m<sup>2</sup>、伊豆山 登記田・現況宅地、76m<sup>2</sup>、伊豆  
山 登記畠・現況宅地、23m<sup>2</sup>、伊豆山 登記  
畠・現況宅地、3.3m<sup>2</sup>、伊豆山 登記田・現況宅地、2.77  
m<sup>2</sup>で合計2053.07m<sup>2</sup>です。耕作以外に供した年月日が昭和62年3月頃、耕  
作以外の目的に供した理由が、昭和61年11月26日に農地法第5条の許可を受  
けたためということです。農地法所定の手続きをしなかつた理由が、農地法に詳  
しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制一  
部あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。補足です  
が、昭和61年に許可を受けてテニスコートにして、賃借していたが、賃借の期限  
が切れた後は駐車場として使用していました。その後今回の住宅建築という流れにな  
ります。最初の許可後に地目の変更をしていれば問題なかったのですが、テニスコー  
トがもうないので非農地証明申請を出してもらいました。これについて審議をお願  
いします。

山田 秀明議長

高橋さん調査行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員

今の補足の説明どおりで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

山田 秀明議長

議案第3号5条申請について事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が下多賀

登記・現況畠、面積が

561m<sup>2</sup>です。転用の目的が住居兼教室、権利設定事由は譲受人が現在マンションに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭となった。また、ダイビング教室を開くこともあり、住居兼教室を建築したい。譲渡人が農地を相続したが、後継者がおらず耕作地として維持できないということです。工期は令和7年4月1日から8月31日で、建築面積は152.49m<sup>2</sup>です。権利の内容が所有権移転。その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員

すぐ横に水路があるんですが、これは入っているんですか。

事務局

入ってないです。14ページの位置図見ていただいて、色の付いたところが申請地ですが、右の細い筆が水路ですので今回の申請には入ってないです。

沢田 敏委員

水路が入ってなければ問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 韓国大根について  
内容説明し委員了承。
2. 地域計画の修正について  
修正箇所説明し委員了承
3. 北伊豆地区農業委員会協議会総会について  
内容説明し委員了承

議長 山田秀明

8番委員 山田敏

2番委員 高橋恒夫